

**リサーチコンプレックス推進のための  
共創型ウェットラボ整備事業  
公募型プロポーザル募集要項**

令和 8 年 2 月  
仙 台 市

# 目 次

1. 募集の概要	1
2. 応募要件	3
3. スケジュール	4
4. 応募の手続き等	5
5. 補助金の交付	7
6. 事業者の評価基準	8
7. その他留意事項	9
8. 問合せ先	10

## 1. 募集の概要

### (1) 事業名

リサーチコンプレックス推進のための共創型ウェットラボ整備事業

### (2) 目的

本市では、企業や大学等の研究開発拠点が集積し、相互に交流することにより共創が生まれ、新たな価値を創出する「リサーチコンプレックス」の形成を推進しています。

しかし、現在、市内には研究開発の基盤となる「ウェットラボ（装置や薬品を用いて物理・化学等の実験を行うための研究施設）」が不足しており、大学発スタートアップをはじめとした市内外の研究開発企業が本市で事業を開始または拡大する際の支障となっています。

さらに、本市では、放射光施設 NanoTerasu（ナノテラス）の稼働や東北大学の国際卓越研究大学認定などにより、今後多くの研究開発需要の増加が見込まれ、市内でのウェットラボ整備は喫緊の課題となっています。また、リサーチコンプレックス推進のためには、共創のための機能もウェットラボに併せて整備する必要があります。

本公募では、民間企業が所有する既存建物のリノベーションによる整備を通じて、「共創型ウェットラボ（ウェットラボ及び付随する共創スペース等）」の短期的な供給増加を進めるため、本事業に取り組む事業者を募集します。

※ 本市が考えるウェットラボに最低限必要な機能、仕様等については、本要項1（5）②参照

※ 本事業は、内閣府の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施するもの

であり、研究開発型スタートアップ企業や不動産オーナーの生産性向上を通じて、賃上げにつながる環境整備を推進します。

### (3) 事業提案に特に求めること

- ・別途記載する「施設整備における考え方及び施設の概要・水準」を可能な限り踏まえた内容であること
- ・提案内容が確実に実現されるとともに、将来的にも継続可能であること
- ・本市が目指す「リサーチコンプレックス」形成（別紙1「仙台市のリサーチコンプレックス推進の考え方」参照）に寄与する提案内容であること

### (4) 事業方式等

#### ① 内容

民間事業者が既存建物のリノベーションを行い、ウェットラボ等を整備・供給する場合において、当該リノベーション工事にかかる費用の一部を補助するもの。

#### ② 選定予定件数

1 件

#### ③ 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

④ 整備費用及び補助金額の上限額

- ・事業者による整備費用：上限なし
- ・本市からの補助額上限：下記「補助対象経費」総額（税抜）の1/2（千円未満切り捨て）  
または100,000千円のうち、いずれか低い額

⑤ 補助対象経費

仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱に記載のとおり

（5）施設整備における考え方及び施設の概要・水準

本公募で求めるウェットラボの考え方及び水準等は、以下の通りです。本内容を考慮のうえ、施設の機能・規模等を計画してください。

① 施設整備・運営の前提となる考え方

仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱のとおり

② ウェットラボの概要・水準

ウェットラボとして求める概要・水準及び望ましい概要・水準は以下の通りとします。

必ずしもすべての項目を満たす必要はありませんが、可能な限り考慮することを求めます。

項目	ウェットラボとして求める水準	ウェットラボとして望ましい水準
部屋数	3社以上が入居可能	5社以上が入居可能
広さ	100～200m <sup>2</sup> 程度の部屋が1室は確保されている	<ul style="list-style-type: none"><li>・100～200m<sup>2</sup>程度の部屋が3室以上確保されている</li><li>・企業ニーズに応じて広さを設定可能</li></ul>
床荷重	300kg/m <sup>2</sup> 程度	500kg/m <sup>2</sup> 以上(部分的でも可)
天井高さ（または階高）	2.7m（4m）以上	3m（4.5m）以上
給排水・給排気ダクト	配管等を引き込める構造となってい	給排水が実装済みかつ給排気ダクトを引き込める構造となっている
電源・ガス	三相交流電源が利用可能	三相交流電源・ガスが利用可能
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・セキュリティが確保されている（カードキーによる入退室管理など）</li><li>・ウェットラボと別室に入居企業が利用できる会議・作業スペースがある</li></ul> <p>※施設内または近接する施設に、入居企業が利用できる既存の会議・作業スペースがある場合は、水準を満たすものとする。</p>	求める水準と同じとする

## 2. 応募要件

提出書類の受理後、要件を満たしていないことが判明した場合は、その後の選定審査の対象から除外します。

### （1）事業者に関する要件

仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱のとおり

※事業者選定後に、選定事業者が他の事業者と契約を行う場合は、入札等の実施が必要となる

（7. その他留意事項（9）参照）ため、応募時点で提携先が決定している場合は、グループとして提案する必要性がありますのでご留意ください。

※グループによる応募の場合は、構成する全ての事業者が要件を全て満たすことが必要です。

あわせて、本市からの連絡等を受けグループ内に共有する役割として、代表事業者を選任してください。

### （2）事業予定地または事業予定建物に係る要件

仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱のとおり

※ 事業提案書提出までに、関係部署に確認を行い、確認した内容について、事業提案関係様式10に記載のうえ提出してください。様式10に主な確認先を記載しておりますが、そのほかにも、建築時の手続き（下記ウェブサイト参照）を確認の上で、事業提案書提出までに必要な確認を行うようしてください。

（仙台市公式ウェブサイト：<https://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/todokede/tetsuzuki.html>）

※ 応募書類提出時には、応募者が購入等によって事業予定地および建物を確保いただく必要はありませんが、選定時には事業予定地および建物が確保されていることを確約書等により確認します。

### 3. スケジュール

#### (1) 事業者選定に関するスケジュール

・募集要項の公表	令和8年2月6日（金）
・公募内容に関する事前相談 および質問受付、回答	受付：公表から令和8年2月20日（金）午後5時まで 回答：随時回答（概ね3日後）
・参加表明書提出	令和8年3月2日（月）～ 令和8年3月6日（金）
・事業提案書提出	令和8年3月16日（月）～ 令和8年3月19日（木）午後5時まで
・選定委員会（プレゼンテーション）	令和8年3月下旬頃 ※ プrezentationの日時および場所については、参加資格が認められた企業に個別に連絡します。 ※ 対面でのプレゼンテーションを原則とします。
・選定結果通知	令和8年3月中

#### (2) 施工に関するスケジュールのイメージ

- ・ 本市との協議、地域への説明、設計・施工開始 選定結果通知後なるべく速やかに  
※ 本市との協議後、テナント誘致等を開始
- ・ 施工完了・入居企業受け入れ 令和8年内なるべく速やかに  
※ 施工スケジュールは、事業者選定後に本市との協議により決定します。工期が延期となる場合、本市との協議を行うこととします。

#### 4. 応募の手続き等

##### (1) 募集要項の公表および入手方法

- ① 期 間 令和8年2月6日(金)～
- ② 方 法 仙台市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.sendai.jp/researchcom/wetlab/2/koubo.html>

##### (2) 公募内容に関する事前相談及び質問受付、回答

公募内容について質問がある場合は、以下アまたはイの対応とします。

なお、質問および回答内容が応募者全体に影響する場合は、以下の公式ウェブサイトにも内容を掲載します。

URL : <https://www.city.sendai.jp/jigyosha/keyaku/jigyosha/proposal/index.html>

###### ア 事前相談（対面またはオンラインによる面談での質問受付・回答）

- ① 事前相談受付期限 公募要項の公表から令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
- ② 事前相談方法 質問票（様式第1号）に主な質問事項を記入の上、電子メールで「8. 問い合わせ先」に提出してください。  
このとき、メールタイトルおよび本文に、「事前相談希望」の旨を明記してください。その後、事前相談の方法（対面、オンライン）および日時等に関して、本市より連絡します。

###### イ 質問受付（メールでの質問受付・回答）

- ① 質問受付期限 公募要項の公表から令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
- ② 質問方法 質問票（様式第1号）に記入のうえ、電子メールで「8. 問い合わせ先」に提出してください。
- ③ 回答方法 質問者の提出方法により個別に回答します。

##### (3) 参加表明書等の提出

###### ① 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のうち「2. 参加表明関係資料」に従って提出してください。

※ 部数および提出書類の作成方法についても、別紙2「提出書類一覧」に記載の通りとします。

###### ② 提出期限

令和8年3月2日（月）～令和8年3月6日（金） 午後5時まで（必着）

###### ③ 提出方法

「8. 問合せ先」へ持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付郵便に限ります。）で提出して下さい。

また、提出書類は、電子データ1部（CD-RまたはDVD-Rに格納）を合わせて提出してください。データ形式はMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットは

Windows OS に対応したものとします。

④ 失格要件

応募事業者から提出された参加表明書等または事業提案書等について、本市が内容を確認した結果、提案事業者または提案内容が応募要件および関係法令等に適合・準拠していないことが明らかな場合、失格とする場合があります。なお、確認に際し、提出書類に関して説明を求めることがあります。

⑤ 応募辞退の届出

参加表明書または事業提案書の提出後、都合により応募を辞退する場合には、文書により速やかに届出をしてください（様式は任意）。

（4）事業提案書等の提出

① 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のうち「3. 事業提案関係資料」に記載の通りとします。

※ 部数および提出書類の作成方法について、別紙2「提出書類一覧」に記載の通りとします。

② 提出期限

令和8年3月16日（月）～令和8年3月19日（木）午後5時まで（必着）

③ 提出方法

「8. 問合せ先」へ持参または郵送（郵送の場合は、配達証明付郵便に限ります。）で提出して下さい。

また、提出書類は、電子データ1部（CD-RまたはDVD-Rに格納）を合わせて提出してください。データ形式はMS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、AdobePDFのいずれかとし、フォーマットはWindows OSに対応したものとします。

（5）事業候補者の選定（選定委員会）

① 審査体制

応募事業者から提出された事業提案を審査し、事業候補者を選定するために設置された「リサイチコンプレックス推進のための共創型ウェットラボ整備事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が審査を行います。

② 事業候補者の選定

提出書類に基づいて応募事業者が対面にてプレゼンテーションを行い、「6. 事業者の評価基準」に記載の評価基準に基づいて選定委員会が各応募事業を審査し、当該審査結果を基に、事業候補者を選定します。複数の応募があった場合、総合評価点が最も高い事業者を選定し、総合評価点が次点の応募事業者は次点候補者とします。なお、グループで応募した場合は、グループを事業候補者とします。

提出期間経過後に事業提案書が提出された場合は、先に受付した応募事業者が失格となった場合等に、審査を行います。先に受付した応募事業者が、失格となるまでは、仮受付とします。また先に受付した事業提案書を提出した応募事業者が事業候補者として選定された場合は、提出書類を返却します。

③ 日時・場所等

令和8年3月下旬頃

※ プレゼンテーションの日時および場所については、応募事業者に個別に連絡します。

(6) 選定結果通知

選定された事業者には、令和8年3月中に事業者決定通知書を送付いたします。

応募書類等に虚偽の記載があった場合、市との協議に違反した場合、応募した事業計画の実現が困難であると認められる場合等においては、選定を取り消すことがあります。

## 5. 補助金の交付

事業者選定後、補助金交付までの流れや、必要な手続き、事項については以下の通りとします。

(1) 事業者選定後から補助金交付までの流れ

- ① 事業者決定通知書を受理した事業者は、すみやかに施設整備計画について、本市と協議を開始することとします。
- ② 事業予定地が所在する地域へ説明を行ってください。  
※ 説明の範囲や方法については、事前に本市と協議を行うこととします。  
※ 説明した内容について、報告書（任意様式）を提出してください。
- ③ 施設整備の協議および地域への説明が終了したのち、事業者は補助金の交付申請を行います。
- ④ 市は、書面審査・現地調査を行い、補助金の交付（不交付）決定を通知いたします。事業者は、交付決定通知を受理した後に事業の着手を行ってください。
- ⑤ 事業者は、補助事業が完了した際に、補助事業の成果を記載した実績報告書を市に提出します。
- ⑥ 市は、実績報告書等に基づく書類審査や現地審査を行ったうえで補助金額を確定させ、事業者へ補助金の確定通知を送付いたします。
- ⑦ 事業者は、市へ補助金の請求を行い、市は法人等の名義の口座への振込により補助金を交付します。

(2) 補助金の請求・交付に関し必要な手続きや事項

「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱」のとおり

## 6. 事業者の評価基準

事業提案の評価項目、審査基準および配点は、下表のとおりとします。

評価項目	対象資料	審査基準	加重	評価・得点									
				全く劣る	劣る	やや劣る	普通	やや優れる					
			0	1	2	3	4	5					
(1) 事業の実施・継続可能性	様式8 様式9 様式10 添付書類（決算書、預金残高・融資見込証明書）	・事業主体の適格性 (十分な資金、信用を有し、経営状況に問題はないか)	×4	0	4	8	12	16					
		・資金計画や収支計画における妥当性及び信頼性 (入居を促す条件・仕組み等、入居テナントの確保方策)											
		・関係部署との協議状況 (関係部署からの指導内容を踏まえた、提案内容の実現・継続可能性)											
(2) 施設概要・水準	様式 7	・施設内容は、本事業の趣旨及び本市が必要と考える施設概要・水準を踏まえて妥当であるか	×5	0	5	10	15	20					
(3) 施設・施工計画	様式 7	・動線確保、ゾーニングの妥当性、災害時の安全確保	×3	0	3	6	9	12					
		・本市が想定するスケジュールを踏まえた施工計画の妥当性											
(4) 立地条件	様式7	・企業が求める立地条件か (市中心部や大学へのアクセス など)	×3	0	3	6	9	12					
		・ウェットラボとして立地は適切か (仙台市の都市計画や周辺環境等を踏まえ制限や支障はないか など)											
(5) その他提案	様式11	・本市が目指す「リサーチコンプレックス」の形成に寄与する取り組み内容 【加点方式】	15点満点で加点										
		・その他【加点方式】 (安全衛生管理・危機管理・環境配慮のために工夫する点、入居企業の労働環境向上のために工夫する点 など)	5点満点で加点										
(6) 本店所在地等	様式3 様式11	・事業者（グループの場合は構成する各事業者）の本店が仙台市内に所在しているか ・採択後に連携事業者を決定する場合は、市内に本店を有する事業者を活用するなど、地域経済への配慮がなされているか 【加点方式】	5点満点で加点										

### ※ 選定候補とする判断基準

- ・合計得点が「50×審査委員の人数」点以上のものを選定候補として認めます。ただし、委員が一人でも50点未満の場合またはいずれかの項目について「全く劣る」と評価された場合については、選定候補としないことができるることとします。
- ・必要がある場合において、選定委員会は事業計画の内容に関して修正意見を付すことができることとします。

## 7. その他留意事項

事業者が以下の留意事項に従わない場合、仙台市は応募の受付または事業者の選定、補助金の交付決定を取り消し、補助金が交付済みの場合は、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。なお、補助金の返還にあたっては、仙台市補助金等交付規則に従い、加算金及び遅延損害金の納付が必要となる場合があります。

- (1) 事業者が仙台市に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。また、事業提案は、事業者の責任において実現可能な内容としてください。
- (2) 仙台市から補助金の交付決定通知を受け取る前に、補助対象事業に着手した場合は補助を受けられません。
- (3) 事業者は、令和8年内の施設整備完了および可能な限り早期の入居企業受け入れ開始に向け、速やかに5. (1)に記載の手続きに取り組んでください。工事の遅延等、スケジュールの変更がある場合は、本市と協議したうえで承認を経てください。
- (4) 事業者は、操業開始から7年を経過するまでの間、やむを得ない場合を除き、事業提案書で示した事業を続ける義務を負うものとします。上記の期間が経過するより前に、やむを得ず廃業または事業を停止する等の場合は、事前に本市と協議のうえ、承認をうけることとします。
- (5) 本補助事業により整備する施設のうち、補助金が適用される部分は、事業目的に基づき、研究開発（試作品製造を含む）のために使用することを必須とします（オフィスとしてのみ利用する等は認めません）。事業者は、その点を踏まえて入居者を決定することとします。
- (6) 事業者は、施設所有者としての責務のほか、入居者に対する事業実施上の安全衛生管理・危機管理・環境配慮に関する周知・啓蒙並びに施設全体の安全管理等に関する入居者間および周辺関係者との連携・協力推進の中心的役割を果たすものとします。基準規範、手順等を整備するなど、安全衛生管理・危機管理・環境配慮に関する各種取り組みに努めてください。
- (7) 事業者は、本事業の目的を踏まえ、施設整備後も、入居企業の選定に関することで本市と連携する義務を負うこととします。
- (8) 仙台市は必要に応じて、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
- (9) 仙台市から補助金等の交付を受け整備する事業は、設計、工事業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性、競争性を確保し、適正な経費執行が求められます。特定の「設計業者」、「建設業者」、「今後、施設運営に関すると思われる業者」と接触する際は、不正と疑われるような行為（特に入札指名や物品購入の約束等の行為）とならないように注意してください。
- (10) 事業者は、公害防止に関する諸法令を遵守するとともに、本市関係部署に確認・協議した内容を踏まえて環境保全に関して必要な処置を講ずるものとします。特に、廃液・廃棄物の処理や換気においては、公害はもちろん、周辺の苦情等につながらないよう、入居者に周知を徹底するなどの取り組みを行うこととします。なお、公害が発生したときは、事業者の責任と負担において解決を図るものとします。
- (11) 提出物の著作権はすべて応募事業者が保有します。ただし、本市は提案審査、市議会、報道機関等への情報提供および本市広告媒体での掲載のために無償で使用できるものとします。

（12）本事業を通じて知り得た情報について、本事業の用に供する目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとします。なお、本事業終了後も同様とします。

## 8. 問合せ先

仙台市経済局イノベーション推進部イノベーション企画課

（担当）リサーチコンプレックス推進係 松原、大澤

郵便番号：980-0803

住 所：仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階

電 話：022-214-4438（直通）

E-mail：kei008026@city.sendai.jp